

極秘

秘密指定解除

公文書監理室

【財政請求権問題】

『朝鮮の獨立に伴い、日韓兩國がそれぞれ相手國に有する財政及び相手國に対する請求権をいかに処理するかは、平和交渉協定案に於てより、日韓兩國政府の特別取締の王道とされることになつたが、その特別取締の内容については何等具体的に規定されておらず、韓國の場合同様向側の皆保規定があるため、韓國の王道は朝鮮の法律的解釈をめぐり根本的に成立し、從來の日韓会談不調の原因はすべて本問題に繋を始している。現在韓國は、日本が对韓請求権を原則に放棄することとか日韓会談再開の別途条件であるとの強硬態度をとつてゐる。

秘密指定解除

公文書監理室

日韓双方の主張は、半植民地四半回債の効力、具体的には在韓米軍政府が一九四五年十二月六日付で発出し、在韓日本財産が米軍に贈与し所有されたとする趣旨の單令第三十三号の法律解釈をめぐつて全く対立した。

日韓両は、昭和二十七年の第一回会談の際、日本の韓国併合は不法行為であり、此つて日本統治期間中に染かれた在韓日本財産はすべて非合法的に履行されたものであり、全般的に没収されるものであるとの根拠に立ち、在韓日本財産は先ずこの單令第三十三号によつて本半に没収され、次いで一九四八年の本件改正により韓國に移譲されたものであり、日本は大日本相乗利潤四半回債によつて右日本財産没収の効力を承認しているのであるから、併合解釈に対するその請求権は全く存続せず、従つて第四半回債にいう特別取扱の主張となるのは、韓国側の一方的刈日請求權のみであると主張した。

韓國側は右法件端に至つて八项目的の対日要求を提示したが同項目の中には、在日韓國文化財（古書籍、美術品、骨董等）韓國地図原版及び現金銀の返還が含まれていたほか、軍令第三十三号から在韓日本財庫の所有権のみならず、その支配権をも包括的に韓國の方に帰せしめたとの理由により、朝鮮銀行（注）等韓國に本社を置いていた法人の在日財庫のいわゆる返還をも含んでいた。

（注）韓國は朝鮮銀行の在日資産に対してはとくに關注を示しており、本年一月同財庫の一部不入鏡入れの新聞報道につき直ちにわが方に申し入れてきたが、大藏省は現在同銀行が充分銀行であつたのに鑑み資産約六七億円より約四七億円を回庫化何せしめる閉鎖禁聞令の一部改正法未を回云此中である。

(4)これに対し、日本側は第四条(4)項の「本略」は国際法上過法と認められる処分のみを本認しているのであつて、占領軍としての本軍は單に敵産管理者の立場にあつたに過ぎず、私有財産までを直接且つ包括的に没収するを得ないはずであるから、日本が軍令三十三号を認めているのは本軍の敵産管理处分の行為を認めているにとどまり、これ等財産が先員移転せられた場合にも、その財産の対価あるいは未央に対しても、原所有者たる日本人は依然として請求権を有するのであり、従つてわか方の在韓財産に対する請求権もまた日韓特別取締の主権となり得ると主張した。

平和条約草案にはなかつた四条(4)項が挿入され、これを在韓日本財産の没収規定と解して日本側の对韓請求権の主張を封殺し得たと信じていた韓国は、わか方から割配の如き法理的見解が提示されたため衝撃を受け、わか方がそれを撤回しな

い限り討議の続行は不可能なりとする強硬態度に出で、具体的細目の討議に入ることを拒否して会談全般を中断のやむなきにいたらしめた。

次て昭和二十八年の四月より七月までの会談においては、法理論を迂回し、双方より財産・請求権の項目について資料を提示し合い、本問題の実際的解決をはかることに合意され、韓国側よりいわゆる在日財産及び刈田請求に関する具体的項目をあげ、三回にわたり開会話し、わか方も在韓日本財産の状況について開会を行つたが、実際には韓國側は平和条約第四条に関する未収納金額を示してわか方の対韓請求権を無視する態度に出たため、具体的進歩はみられなかつた。

なお同年十月の第三次日韓会談財産請求権問題分科委員会におけるわか方久保田代表の発言がきっかけとなり、会談の決裂となつた次第は別紙「久保田発言について」のとおりである。

（41）料金はまだ支払請求の実績について明示していないが、昭和二十八年四月一七月の会計の間、エード・メモアールの形式をもつて、三回にわたり、やや具体的に「一部には計数を入れ一機械のこと（今前室三機円錐形等級機）等）請求項目を内示してある。これに数字が記載されていない公社（機械部では一〇五機円錐としている）及び軽便鉄道行等期輪機及ひ在外会社の在日販路（天城省の機械では大人①機円）を加算するとその総額は二萬七機円となる。

但し右計算には「牧場職務料人車人車料」被用者に付する車輛金等一例が中の間、五、六の項目」と車金一箱二五〇円と併せられている。が併せてているほか正大表示を無視する項目「運輸等機器を取扱」としてあけられている機械類一

海 国 債 指 示 項 目 及 び 金 額 (推 定 も 含 む)

昭 和 二 八 年 四 月 一 七 月 会 帳 (単 位 円)

項 目	指 示 額 (円)
A 郵 政 省 及 び 予 金 部 關 係	1000000000
(1) 郵便兼蓄貯金債券受け取り期定	1000000000
(2) 貸借決裁基準の日後における海國債受け取り期定	1000000000
B 商 易 生 命 保 险 關 係 受 取 金	1000000000
C 有 價 証 券	1000000000
海 国 人 (法 人 も 含 む) 所 有 の 日 本 有 價 証 券 (公 債 、 社 債 、 株 式 、 そ の 他 の 証 券) (但 し 海 國 債 出 物 と し る) の 借 通	1000000000
D 日 銀 關 係	1000000000
1、 海 国 内 に お い て 交 換 回 収 し て 送 銀 せ る 日 本 銀 行 券 及 び 日 本 政 府 紙 币 代 り 金 (但 し 、 日 銀 數 字 と し る) の 清 算	1000000000

2、戰争終結直後朝鮮銀行の立替金

九千一百一十

(1) 日本政府一般会計戻出困難金

一千六百六十

(2) 对日本銀行貸起金

一千六百六十

3、引揚韓国人予託金

一千六百六十

韓国人が日本及び日本占領地域より帰國の際ににおける寄託通貨

4、關稅保険

太平洋戰爭中の韓国人被撃者、戦没者、未確定概數七四、八〇〇名に対する弔慰金

(注) 名簿提出可能(南鮮のみ)

5、一般被徵用者關係

一徵用勞務者一申告者數一〇五、一五一
名に対する諸手當金(手當金)

(1) 死亡者 一二六〇三名

(2) 負傷者 約 七〇〇〇名

(2) 名簿提出可能「朝鮮のみ」

■ 保険準備金等

1、韓国人加入者に対する日本一九生命
保険会社の生命保険責任準備金

2、同未經過保険料概算

3、十三損害保険会社の未払保険金

4、同十三会社に対する朝鮮火災海上保
険会社の再保険料収金

■ 旅費予金

5、日本内銀行に対する個人予金

6、日本内銀行の発行せる送金為替にして
受け取られる分

■ 在華日本支店銀行予金

7、日本領事館支店銀行の予金並びに為替組
戻し、その泡箱費代払金

■ 大蔵省機関及び在外会社名目財産

ナードの在日財産

- (1) 日朝物産監督局領出張所資産（朝鮮政府、鐵道局員共産組合財産）の管理状況
福澤会
返還
知
- (2) 朝鮮獎學會維持財團在日財産の現況
- (3) 朝鮮商業聯合連合会中央会在日資産の
返還
- (4) 日朝王室財産韓國国有化に因する件通
- トヨタ社、公園その他の対日施権

(注) これにあわせた方針は、(略)

しておきたいが、その次のとおりである。

（在地）公認（個人）

所長推定額（注）

予算作成額

年額の内訳

四課監督未だ選出

候補者

四四四四四四

(注) わが方針は、(略)

と規定される

が、實質、本件の所長選舉の命令を面对六と准定し、在地幹事會の主導の下、候補者を提出し、更に選舉結果による結果を六五

ところで、平和条約第四条は元来韓國側が米國政府に譲り受けた結果導入されたといふ説を有するが、この第四条に關する米國政府の見解は、昭和二十七年四月二十九日付在米韓國大使宛て書簡（同二通旨は日本側にも伝えられた）及びアリソン大使が昭和三十一年一月十八日谷大使に手交したメモに示されている。

右は両者とも在韓日本財團に対する日本側請求権を否認している点では同様であるが、後者においては、前者がただ「日本財團権が喪失したことは皆總般權の際考慮されるべきである」としていた趣旨を改訂して、該國の對日請求に因し、平和条約の起草者はかかる請求権が既に日本實權の帰属によつてある程度満足されたことは明らかであつたが、平和条約中に規定するに於充分な學究あるいは充分な法律論的分析を欠いていたため問題を日韓間の特別收復に尖ねたのであり、眞韓特別收復の宗

は、英國の対日政策が日本財團の收得によってどの程度で消滅しあるかは専題されると考えられるべきかの範囲の決定問題も既言されるべきであるとして、本問題の見解を説明して貰ふ。

本問題について從來の会談におけるが如く法律的論議を繰返す限り、それは直ちに久保田發言の再発となり、円満な解決を期待したい。かつわが方法理論は、

前において谷大使より、韓國側の態度いかんでは請求権を放棄してもよい旨示唆するところがあつた。

さらに前記米側見解に關連し、鳴光大臣は本年二月十五日、アリソン大使に手交せる書面において、刈韓請求権問題を韓國側の在日財産に対する請求権問題と関連せしめて日韓交渉の過程において実際的方法により解決する用意があり、また平和條約第四条に依する^{十九五六}年一月十八日付米側見解が公正な解決のための基礎たり得ると考える旨述べるところがあつた。

結局最も現実的な解決方法としては請求権を相互に放棄するにしかはないが、如韓請求権の放棄は直ちに国内補償問題を説明するところであり、純然是大蔵省からの見解もあつて正式に該請求権の放棄を提案する段階にはいたらなかつた。従つて对该論文摘要の時期としては、在外財産賠償金放棄についてある程度の解決方針が決定した時期と考えられる。

さらば昭和二十八年十月一日韓会談の際、わが方久保田代表から非公式見解として未払給与のようなものについて支払う用意ある旨を示して請求権の相互放棄を提案したが、韓国側は容認し立かつたので、会談を要結に導くためには、請求権の相互放棄を原則とするが、韓國側は支払うべき特定の項目及び金額につき先ず國內的に審査充分かためおく必要があると認められる。

客年春の非公式会談の際谷大使より日本側よりある権のもの

を韓國に返還する用意ある旨示したが、當時大韓省との事務折衝に当り、外務省側より本問題解決のための試案として次〇一及び〇二を提出したことがあつた。

(一) 日本国が支払うべき用意ある特定のものとして韓國側に提示する項目

(1) 引揚韓国人の税金預り金

(2) 軍人、軍属及び政府公務用労務者に対する未払給与

(3) 韓傷病駆逐軍人、軍属に対する弔慰金、年金

(4) 一般公用労務者のうち負傷者、死者に対する弔慰金

(5) 未払慰藉

(6) 南滿洲鐵道及び社外会社の整理賠償のうち、韓国人名義で供託され又将来供託されるもの

(二) 左記項目について韓國側より要求ある場合は、韓國に残置せる財産と相較すべきものなる範圍をもつて対処する。

(2) 郵便貯金、旅館貯金、簡易生命保険及び年金

(3) 在軒日本支店銀行預金

(4) 公営保険責任準備金

(5) 在軒日本商社、公團その他の対日債権

とりあえず輸出倒産に支払可能な項目記入のうち(1)(2)(3)及び

しかしながら右項目を合計するも金額的には[REDACTED]に過ぎず

支那輸出倒産側を満足せしめるとは見えない。健つて輸出倒産との会面を要請せしめるためにはさらにある程度の持出しを覚悟せねばからぬと考えられる。